

公的研究費等の取扱に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人大手前学園（以下「学園」という。）の設置する学校（以下「各学校」という。）における公的研究費等の取扱に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「公的研究費等」とは、文部科学省及び他の省庁又は各省庁が所管する独立行政法人から配分されるものであり、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日文部科学大臣決定）の別紙並びに科学研究費補助金取扱規程（昭和40年3月30日文部省告示110号）に掲げるものをいう。

(責任体制)

第3条 公的研究費等を適正に運営・管理するため、各学校に最高管理責任者、部局責任者を置く。

2 最高管理責任者は、各学校全体を統括し、公的研究費等の運営・管理について、最終責任を負うものとし、各学校の学長（又は学院長）をもって充てる。

3 部局責任者は、各学校の各部局におけるコンプライアンス推進責任者として、公的研究費等の運営・管理について実質的な責任を負い、権限を有するものとし、学部長（又は研究科長、学科長、学科主任）をもって充てる。

4 部局責任者は、最高管理責任者の承認を得て、部局の教職員の中からコンプライアンス推進副責任者を指名することができる。

(ルールの明確化・統一化)

第4条 公的研究費等の使用及び事務処理手続きの要領（以下「ルール」という。）の整備は、法人本部総合企画部総合企画室（以下「総合企画室」という。）及び各学校総務課が行う。

2 総合企画室及び各学校総務課は、ルールの統一化を図るとともに、学園の教員、研究員及び職員（以下「教職員」という。）にルールを分かりやすく周知する。

3 総合企画室及び各学校総務課は、ルールの理解度について教職員に確認し、その結果について問題があると認める場合は、必要な措置を講じるものとする。

(教職員の責務)

第5条 教職員はルール及び学園が定める規程等を遵守し、公的研究費等の公正かつ効率的な使用に努めなければならない。

(ルールに関する相談窓口)

第6条 ルールに関する学園内外からの相談に迅速かつ適切に対応する窓口を各学校総務課に設置する。

(公的研究費等の管理)

第7条 公的研究費等にかかる事務処理手続きに関する書類は教職員が作成することとし、当該書類のチェック・管理等は各学校総務課が行うものとする。

2 公的研究費等は専用の預金口座を設けたうえ、学園が管理・運営するものとし、経理に関する事務は各学校総務課が行う。

3 公的研究費等に係る契約、旅費支給、謝金支給等の経理に関する取扱は、学園経理規程等に準じて取り扱うものとする。

4 公的研究費等により購入した設備、備品、図書等は学園の所有に属するものとする。

(公的研究費等の執行)

第8条 公的研究費等による物品の発注・購入は、学園取引業者に対してのみ行うこととし（但し、学園取引業者にて入手困難なものについてはこの限りではない。）各学校総務課において納品と検収を行ったうえ、教職員に物品の引渡しを行うものとする。

2 研究協力を得るためにアルバイトの雇用等をする場合は、その勤務状況について勤務管理表をもって教職員が確認するものとする。

3 研究遂行上必要となる出張については、事前に教職員からの出張許可願を提出させたうえ、出張後は出張報告書及び添付書類により出張の事実を確認するものとする。

（不正使用等に係る調査等）

第9条 公的研究費等の目的外使用、架空請求による支出、詐欺的手段による受給等（以下「不正使用等」という。）の疑いがあるときは、部局責任者は事実確認を行い、その結果について最高管理責任者に報告するものとする。

2 最高管理責任者が報告に基づき調査の必要を認めた場合は、調査委員会を設置し、速やかに調査を行う。

3 調査の結果、不正使用等が確認された場合は、当該不正使用等に関与した教職員に対し、学園就業規則に従つて懲戒等を行う。

4 不正使用等に関与した業者に対しては、以降の取引を停止等する。

5 調査の結果、不正使用等がないことが明らかになった場合、調査対象となった関係者の名誉が損なわれることのないよう、プライバシーに配慮しつつ、適切な所作を行うものとする。

6 調査委員会については、別に定める。

（不正使用等の防止に向けた措置）

第10条 総合企画室及び各学校総務課は、不正使用等を未然に防止するため、関係部署と共に不正防止計画を策定する。

2 最高管理責任者は、自らが率先して不正防止計画を実施することを、学園内外に公表する。

3 最高管理責任者は、不正防止計画の進捗管理等に努めるものとする。

4 最高管理責任者は、不正防止計画に基づいて、予算執行状況について把握し、問題が発生した場合は改善策を講じるものとする。

（通報窓口）

第11条 公的研究費等の不正使用等（その疑いがあるものを含む）に関する学園内外からの通報を受け付けるための窓口を学園監査室とする。

2 学園監査室は、不正使用等の通報及び情報提供を受けた場合は、速やかに最高管理責任者に報告しなければならない。

（内部監査及び監査）

第12条 公的研究費等の適正な管理のため、モニタリング及び内部監査と会計士監査を実施する。

2 モニタリングについては支出状況の定期的な確認など、適正管理に向けた取組を実施する。

3 内部監査又は会計士監査の実施の対象及びその数等については、公的研究費等を所管する機関の指導があればそれに従うものとし、その他の場合は最高管理責任者が必要な事項を定める。

（規程の改廃）

第13条 この規程の改廃については、常任理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

本改正規程は、平成27年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。